

**【掲載官報】**

平成 22 年 10 月 1 日 本紙第 5408 号

**【法令名】**

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する  
政令

**【法令番号】**

平成 22 年 10 月 1 日 政令第 208 号

**【管轄省庁】**

防衛省

**【施行期日】**

平成 22 年 10 月 1 日

**【制定の根拠規定】**

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）第5  
条第2項

**【法令のあらまし】**

\* 要旨

- 1 国際機関等に派遣される防衛省の職員に支給する給与の支給割合を改める。  
(第5条関係)
- 2 この政令の施行に伴い必要となる経過措置を定める。  
(附則第2項及び第3項関係)

.....